

災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和 8 年 7 月 3 日

件	名	頁
1	受理番号 1 4 子どもの視点に立った災害対策の強化を求める陳情	2
2	受理番号 1 5 防災体制の是正へ向けての陳情	6

(危機管理部)

件 名	受理番号 14 子どもの視点に立った災害対策の強化を求める陳情
所管部課名	危機管理部 災害対策課、防災戦略課
陳情の要旨	1 乳幼児及び子ども向け災害備蓄について、液体ミルク、おむつ、アレルギー対応食、子ども用簡易トイレ、防寒用品等の充実を図ること。 2 避難所において、乳幼児親子が安心して過ごせるスペース、授乳スペース、子どもの遊び・休息スペース等を確保できるよう、避難所運営体制を整備すること。 3 発達障害、感覚過敏、外国籍家庭等の子どもたちへの配慮について、避難所運営マニュアルへの明記及び職員研修の充実を図ること。 4 保護者帰宅困難時における学校・保育施設等での子どもの安全確保体制について、食糧備蓄に限らず保育等人員体制等についても整備・強化すること。 5 町会加入率が低下している中で、未加入者も含めた新しい地域防災モデルを検討すること。また、町会に加入していない世帯の子どもや保護者も参加できる実践的な防災訓練を推進すること。 6 災害時及び災害後における子どもの心のケアについて、臨床心理士や保育士、スクールカウンセラー等との連携体制を整備すること。 7 避難所に避難できず在宅避難を行う子育て世帯が支援から取り残されることのないよう、支援体制の強化および情報提供の充実を図ること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 乳幼児及び子ども向け災害備蓄について、液体ミルク、おむつ、アレルギー対応食、子ども用簡易トイレ、防寒用品等の充実を図ること。 (1) 現状 乳幼児及び子ども向け災害備蓄については、避難生活における子どもの特性やニーズに配慮し、液体ミルク、おむつ、アレルギー対応食及び子ども向け携帯トイレを備蓄している。 また、防寒対策として、避難所で使用する毛布やアルミブランケットを備蓄しているが、乳幼児及び子ども向けに特化した防寒用品は備蓄していない。 (2) 今後の方針 今後も、乳幼児及び子どもの視点に立った避難所環境の整備を進めるとともに、防寒用品を含めた備蓄品の充実について、必要性や有効性を踏まえながら検討していく。 2 避難所において、乳幼児親子が安心して過ごせるスペース、授乳スペース、子どもの遊び・休息スペース等を確保できるよう、避難所運営体制を整備すること。 (1) 現状 ア 乳幼児親子が安心して過ごせるスペース及び授乳スペース 避難所運営手順書の中で、妊産婦用居室や育児室、授乳室の設置を定め

ており、各避難所でどこの部屋を妊産婦用居室等にするかなど、避難所施設利用計画に落とし込み、避難所運営会議とも共有している。

また、備蓄物品の中にはプライベートテントも配備しており、授乳時や着替え時等に活用することを想定している。

イ 子どもの遊び場・休息スペース

現時点では、子どもの遊び場や休息スペース等を避難所運営手順書の中で明確には定めていない。

(2) 今後の対応

ア 妊産婦用居室や育児室、授乳室については、引き続き各避難所で必要なスペースを確保していくとともに、女性の避難所運営本部員の増加を促進するなど、ハード・ソフト両面で改善を図っていく。

イ 子どもの遊び場や休息スペースについては、避難所となる小・中学校のスペースの課題もあるため、引き続き学校・避難所運営会議・区の三者で必要なスペースの確保の協議を行っていく。

3 発達障害、感覚過敏、外国籍家庭等の子どもたちへの配慮について、避難所運営マニュアルへの明記及び職員研修の充実を図ること。

(1) 現状

ア 区が作成している『避難所運営手順書』において、発達障がい、外国籍家庭等の対象者への配慮事項はすでに盛り込んでいる。

イ 言葉や文化・習慣の違いによる困難を解消するため、ポケトークなどの音声翻訳端末の活用や「やさしい日本語」を用いた情報提供を行うことを手順書に定めている。

ウ 職員への研修は、出水期前の6月までに実施している。

(2) 今後の対応

ア 感覚が過敏な対象に対して、「感覚過敏」という言葉や、音・光によるパニックを避けるための具体的な遮音・遮光対策について、より避難所運営側が実行しやすい表現にしていくことを検討していく。

イ 外国籍の世帯に対しても、避難所生活のルールや物資提供時おけるに子どものアレルギー対応などに困らないよう、多言語版案内表示を徹底するなど、マニュアルに記載することを検討していく。

ウ 職員への研修で、発達障がいや感覚過敏の特性を持つ方、外国人といった要配慮者へのきめ細かな対応について、事例を交え実施していく。

4 保護者帰宅困難時における学校・保育施設等での子どもの安全確保体制について、食糧備蓄に限らず保育等人員体制等についても整備・強化すること。

	(1) 現状 災害発生時に保護者が引き取ることができない場合、学校や保育施設側が責任を持って子どもを保護することとなっている。 (2) 今後の方針 発災時、各施設から「職員が不足している」「帰宅困難な園児・児童が多数留まっている」という情報が入った際には、近隣の区立施設や、出勤可能な区職員・関係職員を応援要員として機動的に派遣・調整できるように、災害対策本部、教育委員会、子ども家庭部の連携を図れるように訓練を通じて態勢強化を図っていく。 5 町会加入率が低下している中で、未加入者も含めた新しい地域防災モデルを検討すること。また、町会に加入していない世帯の子どもや保護者も参加できる実践的な防災訓練を推進すること。 (1) 現状 ア 第一次避難所は、地域の町会・自治会等で構成された避難所運営会議が開設・運営を行い、避難所運営訓練も避難所運営会議が中心となり実施している。 イ これまでの避難所運営訓練は、地震体験や初期消火、応急救護など、防災の普及啓発といったイベント色の濃い訓練を主に実施していたが、今年度より避難所受付の開設や応急給水資機材の設置など、避難所運営会議の本部員の避難所運営力の向上につながるような実践的な訓練実施へシフトしている。 ウ 避難所を運営する避難所運営会議の本部員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要である。そのため、避難所運営は避難者にも協力を仰ぎながら行っていくこととしている。 (2) 今後の対応 ア 新しい地域防災モデルの検討については、地元企業やNPO 法人の活用、または避難者による自主運営など、他自治体の動向や実例を研究していく。 イ 実践型訓練の実施を推進していく一方で、訓練参加者の増加を図ることができるよう、避難所運営会議と協議しながら訓練内容の工夫を図っていく。 ウ 新たな担い手を確保するため、PTA やおやじの会など、避難所となる学校と関連のある組織と連携を図っていく。 6 災害時及び災害後における子どもの心のケアについて、臨床心理士や保育士、スクールカウンセラー等との連携体制を整備すること。 (1) 現状 ア 災害時における被災者の健康・精神面のケアについて、震災後の学校再開にあたり、児童・生徒の精神的動揺を緩和するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを重点的に配置・巡回させる体
--	--

	制を取っている。 イ 避難所運営手順書において、避難所内に妊産婦の方や子どもが安心して過ごせるスペースを確保することを推奨している。 (2) 今後の方針 災害時の子どもの心のケアについて、引き続き、教育委員会や子ども家庭部の職員と連携し、子どもたちが日常の生活を取り戻せるような環境づくりに向けた心理的ケアを図っていく。 7 避難所に避難できず在宅避難を行う子育て世帯が支援から取り残されることのないよう、支援体制の強化および情報提供の充実を図ること。 (1) 現状 ア 令和7年度の地域防災計画の改訂において「在宅避難の促進」をテーマの一つに掲げており、避難所外にいる被災者を網羅する支援体制の構築を進めていく。 イ 在宅避難者に対しても、近くの避難所を地域における物資配給の拠点として位置づけ、備蓄品を公平に分配するルールを定めていく。 (2) 今後の方針 ア 令和9年度までに区単独で避難者想定数の3日分の水・食糧を確保する計画を進める中、子育て世帯のための物資として、調乳の手間がかからず災害時に非常に有効な液体ミルク、離乳食、おむつ等の備蓄・確保を進めていく。 イ 子育て世帯が自宅にしながら「必要な物資を確実に受け取れ、正しい情報をタイムリーに得られる」よう、さらに踏み込んだソフト面の強化を図っていく。
--	--

件 名	受理番号 15 防災体制の是正へ向けての陳情
所管部課名	危機管理部 防災戦略課
陳情の要旨	1 避難所、防災用設備、備品倉庫等の新設、移設などの人命に関わる重要な防災関係の変更については今後、変更前に近隣住民に説明（変更時期、目的、場所選定理由等）対応すると同時に、それ以外の区民にも情報を流して区民への共有化をするよう区へ求めます。 2 さらに、上記1の広く区民に情報を共有することの対応漏れを防ぐため、予算が確定した時などにその期に計画されている避難所、防災用設備、備品倉庫等の変更についての重要情報を広報紙などでまとめて配布するように区へ求めます。 3 「いざ」という時の安全のために、高校敷地外に移した第一次避難所（江北高校）の防災用備品を学校内に戻すよう、関係機関（東京都等）に強く働きかけるよう区へ求めます。 また、今回の事態を踏まえ、連携・連絡体制など、原因をしっかりと分析した上で改善し、今後に生かすよう区へ求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 備蓄倉庫の現在の設置状況 (1) 現在の設置場所 校舎から備蓄倉庫までの距離 約 300m（徒歩で 4 分程度） 校舎外構図 正門 備蓄倉庫 グラウンド テニスコート 体育倉庫 多目的コート 校舎出入口 自転車置き場 外来玄関 北棟 体育館棟 江北高校 校舎 中庭 武道場棟 部室 生徒玄関 南棟 マンホールトイレ ゴミ置場 綾瀬川 ※ 現在の設置場所は、飛び地になっているが江北高校の敷地内

	(2) 現在の設置場所のデメリット ア 校舎出入口から備蓄倉庫までの距離が約 300mあり、物資をリアカーに積み込み、校舎まで運ぶのに相当の時間と労力を費やす。 イ 備蓄倉庫のすぐ東側を綾瀬川が流れており、綾瀬川が氾濫した場合、備蓄倉庫内の物資（食料、飲料水、毛布、医薬品等）が使えなくなる可能性がある。 2 これまでの経過及び区への対応 (1) 令和 5 年秋頃及び令和 6 年 7 月に実施した避難所運営訓練の場において、避難所運営会議（※ 1）の方から、現在の備蓄倉庫の場所は校舎入口から遠いため、校舎内に移設してほしいとの要望があった。 (2) 令和 6 年度末、区と江北高校とで備蓄倉庫の移設について打合せを実施し、住民要望を踏まえ校舎内に備蓄倉庫の移設を求めたが、スペースの問題から困難とのことだった。 (3) 令和 7 年 5 月、区と江北高校に加え、江北高校を管轄する東京都教育庁も交えた三者で、備蓄倉庫の移設に向けた協議を行った。 (4) 三者での協議の結果、令和 8 年度末までに、校舎内は難しいが校舎出入口に近い場所へ備蓄倉庫の移設を行うことで調整した。 (5) 協議の結果については、随時、避難所運営会議に対し情報共有を行ってきた。 (6) 令和 8 年 5 月 1 日、避難所運営会議の本部長及び庶務部長に対し、現在候補として考えている移設場所を現地確認してもらい、意向を確認した。 (※ 1) 避難所運営会議とは、災害時に区内小・中学校等で開設される避難所を運営する組織であり、組織のトップである本部長は、町会・自治会長等が担っている。 3 移設に向けた現在の検討状況 移設場所として、下記の 2 か所を検討している。 (1) 【候補地①】 江北高校の生徒の学業・学校生活に支障・影響が少ない場所を候補地として検討している（次頁の江北高校全体図の候補地①） (2) 【候補地②】 避難居室となる体育館や視聴覚室により近く、物資の搬入導線や備蓄倉庫前での物資の荷下ろしスペースを確保できる場所を候補地として検討している（次頁の江北高校全体図の候補地②）。
--	---

【江北高校全体図】



4 今後の方針等

- (1) これまでも、地域の方に影響を与える区の施策に関する決定や変更については、事前に情報提供を行っており、本件については、備蓄倉庫に関わる避難所運営会議へ定期的に情報提供を行った。しかし、今後はさらに、避難所運営会議を始めとした地域の方への情報提供及び共有をより丁寧に行っていく。
- (2) 防災に関する新規・拡充事業や区民全体に周知する必要がある内容については、広報紙を活用して周知を行っているが、本事案のような特定の地域の避難所に関する情報については、避難所運営会議をとおして、地域の方へ情報を共有・発信していく。
- (3) 備蓄倉庫の移設に関しては、令和8年度中に上記3で示した【候補地①】または【候補地②】へと移設できるよう、江北高校及び江北高校を管轄する東京都と協議を進めながら対応していく。また、協議により決定した内容や進捗状況については、避難所運営会議にも情報を共有しながら移設を進めていく。